

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第157期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 中川 智
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 中川 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都中央区日本橋二丁目13番10号 日本橋サンライズビルディング7階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第156期 第3四半期累計期間	第157期 第3四半期累計期間	第156期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	6,964	7,540	9,438
経常利益 (百万円)	336	486	509
四半期(当期)純利益 (百万円)	227	331	358
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	812	816	812
発行済株式総数 (千株)	3,229	3,233	3,229
純資産額 (百万円)	12,934	13,368	13,139
総資産額 (百万円)	19,131	20,151	19,197
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	70.78	102.79	111.37
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	70.42	102.19	110.77
1株当たり配当額 (円)	-	-	35.00
自己資本比率 (%)	67.5	66.2	68.3

回次	第156期 第3四半期会計期間	第157期 第3四半期会計期間
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	1.06	20.91

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等としております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。ただし、経営成績に関する説明には、組替え前の前第3四半期累計期間の実績に対する増減率を記載しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染状況の好転により活動制限が緩和されたことなどから景況感は改善の状況にあるものの、変異型オミクロン株の影響が見通せず不透明な様相を呈しております。世界経済については、主要国の財政出動等による急回復があったものの、半導体不足などの供給制約を主因に当事業年度後半は回復ペースが鈍化する模様であります。今後は、変異型オミクロン株の感染急拡大に加え、需給や物流の混乱による物価上昇等の要因により急激な減速が予測されております。

外航海運業界は、コンテナ船社を中心に過去最高の業績を上げる会社が多くなるなど活況を極めていた状態ですが、新造船建造に関しては、環境規制を考慮した新燃料船の開発・発注は進められているものの、鋼材価格の急騰やマーケットの先行きの不透明さから、大量発注という動きには繋がっておりません。

一方で、当社の主要マーケットである内航海運業界におきましては、「内航海運暫定措置事業」の終結により建造納付金が不要になったことから新造船建造の伸びが期待されましたが、鋼材価格急騰による船価上昇や製鉄所の集約、タンカーにおいて先々のエネルギー転換の見通しを見極める動きなどが新造船商談の大きなブレーキ要因となっており、現在のところ引合案件数は伸びておりません。

また、海外案件につきましては、東南アジア地区はコロナ禍によりほとんどの案件が停滞しており、東アジア地区でもタンカーや漁船などの代替建造計画が浮上しつつあるものの、多くの船主が鋼材価格の推移を見極めるべく様子見状態であり、動きが開始するのは翌事業年度以降になると予想しております。

このような企業環境のもと、当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、受注高は、引き続きコロナ禍の影響に加え、会計方針の変更の影響もあって主機関・部分品とも減少し、前年同期比16.4%減の6,496百万円となりました。売上高は、大型の占める割合が大きくなったことによる主機関の売上増加が、部分品の売上減少をカバーし、同8.3%増の7,540百万円となりました。受注残高は、主機関の受注減と販売増を反映し、同24.7%減の2,760百万円となりました。

損益面につきましては、部分品の売上減少による影響があったものの、製造・販売関連費用を中心に経費節減に努めた結果、営業利益は463百万円（前年同期比47.6%増）、経常利益は486百万円（同44.3%増）となり、四半期純利益は331百万円（同45.3%増）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は、横ばいの国内販売に対し輸出が増加し、4,643百万円（前年同期比28.3%増）となりました。部分品・修理工事は国内販売が微減のもとで輸出が大幅減少し2,897百万円（同13.4%減）となりました。

財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における流動資産は11,138百万円となり、前事業年度末に比べ982百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が470百万円、受取手形及び売掛金が284百万円、電子記録債権が262百万円増加したことによるものであります。固定資産は9,012百万円となり、前事業年度末に比べ27百万円減少いたしました。これは主に有形固定資産が17百万円、無形固定資産が44百万円増加したものの、投資有価証券が94百万円減少したことによるものであります。この結果、総資産は20,151百万円となり、前事業年度末に比べ954百万円増加いたしました。

当第3四半期会計期間末における流動負債は3,729百万円となり、前事業年度末に比べ665百万円増加いたしました。これは主に支払手形及び買掛金が86百万円、賞与引当金が96百万円、受注損失引当金が49百万円減少したものの、電子記録債務が759百万円、契約負債に含まれる前受金が126百万円増加したことによるものであります。固定負債は3,053百万円となり、前事業年度末に比べ60百万円増加いたしました。これは主に退職給付引当金が59百万円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は6,783百万円となり、前事業年度末に比べ725百万円増加いたしました。

当第3四半期会計期間末における純資産合計は13,368百万円となり、前事業年度末に比べ228百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が218百万円増加したことによるものであります。この結果、自己資本比率は66.2%（前事業年度末は68.3%）となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、47百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,233,478	3,233,478	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数100株
計	3,233,478	3,233,478	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	3,233,478	-	816,546	-	58,371

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,215,300	32,153	-
単元未満株式	普通株式 8,378	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,233,478	-	-
総株主の議決権	-	32,153	-

(注)「単元未満株式」の株式数欄には当社所有の自己株式72株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	9,800	-	9,800	0.30
計	-	9,800	-	9,800	0.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,809,944	5,279,945
受取手形及び売掛金	2,362,513	1 2,647,032
電子記録債権	612,499	1 875,204
製品	423,936	496,856
仕掛品	987,149	911,702
原材料及び貯蔵品	882,080	881,591
その他	87,163	49,193
貸倒引当金	8,600	2,600
流動資産合計	10,156,687	11,138,927
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,103,712	1,093,945
構築物(純額)	141,189	134,067
機械及び装置(純額)	311,908	276,180
車両運搬具(純額)	6,837	4,402
工具、器具及び備品(純額)	131,516	109,876
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	22,365	116,745
有形固定資産合計	7,535,402	7,553,088
無形固定資産	107,699	152,041
投資その他の資産		
投資有価証券	790,515	695,739
その他	636,481	641,752
貸倒引当金	29,700	29,700
投資その他の資産合計	1,397,297	1,307,792
固定資産合計	9,040,399	9,012,922
資産合計	19,197,086	20,151,849
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	978,606	1 892,481
電子記録債務	443,740	1 1,202,833
未払法人税等	51,472	82,179
前受金	622,454	-
契約負債	-	807,924
賞与引当金	192,000	95,400
製品保証引当金	52,998	47,400
受注損失引当金	88,800	39,700
その他	633,595	561,189
流動負債合計	3,063,667	3,729,108

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	1,473,294	1,473,294
退職給付引当金	1,252,074	1,311,620
その他	268,192	269,077
固定負債合計	2,993,560	3,053,992
負債合計	6,057,228	6,783,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	812,843	816,546
資本剰余金	54,669	58,371
利益剰余金	8,690,604	8,909,100
自己株式	12,960	13,032
株主資本合計	9,545,155	9,770,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	226,010	229,070
土地再評価差額金	3,344,541	3,344,541
評価・換算差額等合計	3,570,552	3,573,612
新株予約権	24,150	24,150
純資産合計	13,139,858	13,368,749
負債純資産合計	19,197,086	20,151,849

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	6,964,264	7,540,830
売上原価	5,100,088	5,837,954
売上総利益	1,864,176	1,702,875
販売費及び一般管理費	1,550,165	1,239,524
営業利益	314,010	463,350
営業外収益		
受取利息	822	630
受取配当金	8,020	13,766
為替差益	462	487
助成金収入	7,506	-
その他	8,921	8,567
営業外収益合計	25,733	23,451
営業外費用		
支払利息	2	2
賃貸費用	1,022	184
リース解約損	1,260	-
その他	561	502
営業外費用合計	2,847	688
経常利益	336,896	486,113
特別利益		
固定資産売却益	-	1,009
特別利益合計	-	1,009
特別損失		
固定資産処分損	-	1,942
特別損失合計	-	1,942
税引前四半期純利益	336,896	485,181
法人税等	109,000	154,000
四半期純利益	227,896	331,181

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより当社は、主機関及び部分品の国内の販売において、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98条に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、役務の提供においては、主機関の据付工事の立会、修理工事等は完了時に、保守管理サービスは契約期間にわたり収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、従来、販売費として計上していた販売手数料について、一部を除き、第1四半期会計期間より顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。その結果、当第3四半期累計期間の「売上高」と「販売費及び一般管理費」が相殺され、それぞれ321百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前四半期純利益及び四半期純利益に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「前受金」は、第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することとしております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる四半期財務諸表への影響額は軽微であります。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症による営業収益等への影響は、新たに変異型オミクロン株が出現したこともあり、翌事業年度においても継続すると見ております。ただし、その影響は海外の部分品案件に限定され、主機関および国内の部分品案件においてその影響は小さいと想定しており、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計に重要な影響はありません。また、前事業年度の有価証券報告書の（重要な会計上の見積り）に記載した製品保証引当金及び受注損失引当金についても重要な影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形等

四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、手形交換日及び振込日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形等が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	- 千円	62,118千円
電子記録債権	-	169,940
支払手形	-	4,275
電子記録債務	-	189,617

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	242,810千円	211,406千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月18日 取締役会	普通株式	193,174	60.00	2020年3月31日	2020年6月9日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月14日 取締役会	普通株式	112,684	35.00	2021年3月31日	2021年6月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)
 (収益の分解情報)
 当第3四半期累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

(単位:千円)

	主機関	部分品・修理工事	合計
売上高			
一時点で認識する収益	4,643,114 (75,900)	2,820,966	7,464,081
一定期間にわたり認識する収益	-	76,749	76,749
顧客との契約から生じる収益	4,643,114	2,897,715	7,540,830
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	4,643,114	2,897,715	7,540,830

(注)「主機関」のうち、据付工事の立会による収益を()内数で記載しております。

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期会計期間の期首より「収益認識会計基準」を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更しております。なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	70円78銭	102円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	227,896	331,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	227,896	331,181
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,219	3,221
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	70円42銭	102円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	16	18
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月3日

阪神内燃機工業株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 和宏

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田中 郁生

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第157期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。